

平成 26 年度 第 9 回三和区地域協議会次第

日時:平成 27 年 2 月 19 日(木)
午後 4 時 30 分から
場所:三和コミュニティプラザ
3 階 多目的ホール

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 題

(1) 平成 27 年度地域活動支援事業の採択方針等について

(2) その他

4 閉 会

平成26年度三和区地域活動支援事業のしおり

【採択方針】

上越市地域活動支援事業実施要綱第6条の規定に基づき、三和区における「地域活動支援事業」の採択について、基本的な方針を定める。

1 基本テーマ

私たちの暮らす、この緑豊かな自然環境の地は、高齢化・過疎化という課題を抱えている。こうした課題を地域住民が自助・共助の考えに基づく地域づくり・地域おこしを通して、地域活性化を推進する。

2 優先して採択する事業

三和区の魅力は、表情豊かな里山と田園風景である。これら自然を守りつつ、自然と共生し、さらに歴史・文化などの資源を活用しながら生活の利便性、快適性をさらに向上させ、住民自らの取組みにより、一人ひとりが生き生きと生活し、今後とも終の棲家^{ついで すみか}として実感できる地域づくりを進めることが当三和区の重要課題と言える。

したがって、三和区に配分される地域活動資金については、こうした地域住民が自主的、主体的に取り組む事業のうち、次に掲げる事業を優先的に採択する。

- ① 地域団体と住民が協働し、または住民が主体となって取り組む地域づくりなど「地域活性化事業」
- ② 子どもから高齢者が、安全・安心で快適な暮らしをしてもらうための「安全・安心サポート事業」
- ③ 地域農業資源を見直し、特産品の開発・販売などの「地域農業振興事業」
- ④ 自然・環境・文化財など後世に残すべき「歴史的資産の保全・保存事業」
- ⑤ 子どもから高齢者までの広範囲にわたる「健全育成または健康推進事業」

3 その他の事業

優先して採択する事業以外の事業については、制度の趣旨や全体のバランスなどを考慮し採択する。

【審査基準】

平成26年度の補助事業採択に当たっての基本的な考え方（審査の基準）は以下のとおりとする。

1 全事業共通事項

- (1) 複数年度に渡る事業の提案は、次のa～dの視点で審査を行う。ただし、提案やその審査の内容は、市の予算が単年度の支出を予定したものであるため、提案する年度に限ったものとなる。翌年度以降の提案は改めて行うこととする。
 - a 単年度では完了しない明確な事業計画があり、発展的な事業内容である。
 - b 前年度より補助金依存度が低下するなど、自立に向けた取組みが明確に認められる事業である。
 - c 前年度に顕著な事業効果が認められ、更なる発展性が見込まれる事業である。
 - d 不採択又は補助終了後、自立できる見通しが示されている。
 - e 事業内容が一部ステップアップしている場合でも、主要な部分が同じような内容の事業は複数の年度に渡る事業として取り扱うため、全体の事業計画を合わせて提案書に記載すること。
- (2) 地域活動支援事業の趣旨から、既存事業の財源振替補助は対象としない。
- (3) 事業の主要部分を他に委託する事業や物品購入費が中心となった事業は対象としない。
- (4) 備品購入など資産の形成につながるものについては、次の要件を全て満たす場合で、かつ費用対効果が高いと判断される必要最低限のもののみ認める。
 - a 当該備品等の活用について明確な事業計画が策定されていること。
 - b 将来にわたって適正な管理及び効率的な使用が確保できることが確実なこと。
 - c 当該備品の使用頻度が高く、リース又はレンタルする場合よりも経済的であること。
- (5) 物販を行う場合、商品の仕入れにかかる経費は補助対象としない。
- (6) 事業実施に当たり法令等に基づく許認可が必要な場合、その許認可が得られることの見通しがたっていること。
- (7) 1団体から複数の提案があった場合でも、当初から除外せず、提案事業ごとに審査する。
- (8) 団体・町内会・個人の割合は、事前に制限することはせず、採択方針への適合性、区内への影響度の高い事業を優先する。

2 イベント系事業の場合 ～各種イベント、コンサート等～

- (1) 事業実施のための明確な目的があり、イベントはその目的達成のため行う一連の取組みの中での一事業として位置付けられたものであること。

- (2) 同好会などの団体が計画するイベント（発表会・展示会等）は、補助金打ち切り以降も継続実施が可能であることなど財政面が明確に示されていること。
ただし、2/3以上の三和区住民が加入する住民団体が計画するイベント（文化講演会等）については、地域活性化事業の一助として認められるものについてはこれを認める。
- (3) 通常開催されているような一般的な有料コンサート、演劇等については、原則として対象外とする。ただし、子育て支援や障害者支援など地域の主要課題に対応した内容であると認められる場合は対象とする場合がある。
- (4) 食事代は、イベント等の当日の講師分のみ対象とする。

【補助率・限度額】

- 1 補助率 100%
- 2 限度額 上限 150万円 下限 1万円

【審査・採択の方法】

1 審査の方法

- (1) 委員が所属する団体からの申請の審査については、当該案件の審査に関しては、審議には加わらないこととする。
- (2) 地域協議会は提案案件に不明な点があったときは、提案者へヒアリングを行うことができる。ただし、提案者がヒアリングへの出席を拒否した場合は、事務局が質問事項をまとめて提案者へ質問を行うことができる。
- (3) 協議は委員全員で行い、採点は採点表により委員個々に行う。点数の傾斜配分は行わない。

2 採択の方法

- (1) 採択ライン（下限点数）は11点とする。
- (2) 採択方針に適合する事業を優先する。
- (3) 点数の上位の事業から配分額の範囲で採択する。ボーダーライン上にある事業は、補助率にかかわらず配分額までの額を補助額として採択することができる。ただし、辞退があった場合は、次点の提案事業を繰り上げて採択することができる。

	1 具体的な審査方法について			2 プレゼン・ヒアリングの実施有無			3 提案者(団体の代表者又は個人)が委員であった場合の対応			4 具体的な審査方法
	個人審査(採点)を実施	点数化は行わず、挙手等により採択	備考(その他の方法など)	(書類審査の他)提案者によるプレゼンを実施	(書類審査の他)提案者に対するヒアリングを実施	書類審査のみ	関係する案件の審査に参加	関係する案件の審査に参加	備考(不参加の理由など)	
1 高田区	○					○	○			提案書の写しを事前配布。委員は提案書を確認し、質問事項をセンターに送付する。センターは、提案者に質問事項を送付し、回答を得てQ&Aを作成する。委員は、Q&Aを確認し、さらに不明な点があれば、センターに連絡する。センターは、提案者に再質問内容を送付し、回答を得てQ&Aを修正する。委員は、提案書とQ&Aの内容を踏まえて、基本審査と採点を行いセンターに採点シートを提出する。センターは、採点結果を集計し、地域協議会を開催する。地域協議会は、補助金額と採択する事業を決定する。
2 新道区	○				○		○		審査の公平性を確保するため、該当事業の審査から除外する。	提案書の写しを事前配布。委員は提案書を確認後、協議会で提案事業に関する疑問点の洗い出しを行った後、全事業のヒアリングを実施。委員は提案書とヒアリングの結果を基に自宅で基本審査及び採点を行い、採点票を事務局へ提出。事務局で集計後、全体協議を経て採択決定。
3 金谷区	○			○			○			提案書の写しを事前配布。委員は提案書を確認し、協議会でプレゼンテーション及び質疑応答を実施する。委員は、提案書、プレゼンテーション及び質疑応答内容を基に、基本審査と採点を行い、事務局へ採点シートを提出。事務局で集計後、全体協議を経て補助金額と採択事業を決定する。
4 春日区	○				○		○		当該事業を擁護する発言は控える。	提案書の写しを事前配布。委員は提案書を確認し、協議会で提案事業に関する疑問点の洗い出しを行った後、必要に応じてヒアリング又は書面による照会を実施。委員は提案書とヒアリングの結果を基に自宅で採点を行い、採点票を事務局へ提出。事務局で集計後、全体協議を経て採択決定。
5 諏訪区	○				○			○	審査の公平性を確保するため、該当事業の審査から除外する。	提案書の写しを事前配布。委員は提案書を確認し、協議会で新規事業のみを対象にヒアリングを実施。委員は提案書とヒアリングの結果を基に即座に基本審査及び採点を行う。事務局で集計後、同日の全体協議を経て採択決定。
6 津有区	○				○			○	審査の公平性を確保するため、該当事業の審査から除外する。	提案書の写しを事前配布。委員は提案書を確認後、協議会でヒアリングを実施(土木工事など場合によっては、必要に応じて現場での説明を求めることとする)。委員は提案書とヒアリングの結果を基に自宅で基本審査及び採点を行い、採点票を事務局へ提出。事務局で集計後、全体協議を経て採択決定。
7 三郷区	○			○			○			提案書の写しを事前配布。委員は提案書を確認し、協議会でプレゼンテーション及び質疑応答を実施する。委員は、提案書、プレゼンテーション及び質疑応答内容を基に、基本審査を行い、事務局で結果を集計する。委員は、基本審査で適合と判断された事業について、採点を行い、事務局へ採点シートを提出する。事務局で集計後、協議を経て補助金額と採択事業を決定する。
8 和田区	○			○			○			提案書の写しを事前配布。委員は提案書を確認し、協議会でプレゼンテーション及び質疑応答を実施する。委員は、提案書、プレゼンテーション及び質疑応答内容を基に、基本審査と採点を行い、事務局へ採点シートを提出。事務局で集計後、全体協議を経て補助金額と採択事業を決定する。
9 高士区	○				○		○			提案書の写しを事前配布。委員は提案書を確認後、協議会でヒアリングを実施。(ただし、継続事業で事業内容が前年度とほぼ同様の場合は、委員の判断によりヒアリングを行わない事業もあり。)委員は、提案書とヒアリング内容を基に自宅で基本審査及び採点を行い、事務局へ採点票を返送。事務局で集計後、全体協議を経て採択決定。
10 直江津区	○					○		○	公平性を確保するため、提案団体の役員等は該当事業の採点に参加しないこととする。	提案書の写しを事前配布。委員は提案書を確認し、疑義ある部分について質問票を提出。委員は、提案書、質問票の回答、全体協議をもとに、採点を行う。事務局へ採点結果を提出。個別採点の採択基準は30点以上とし、委員の過半数が30点以上としたものを採択とする。なお、同数となった場合は全体協議を行い採択を決定する。
11 有田区		○		○			○			提案書の写しを事前配布。委員は提案書を確認し、協議会でプレゼンを実施する。委員は提案書、プレゼン内容をもとに審査を行い、全体協議を経て補助金額と採択事業を決定する。
12 八千浦区		○		○			○			提案書の写しを事前配布。委員は提案書を確認し、協議会でプレゼンを実施する。委員は提案書、プレゼン内容をもとに審査を行い、全体協議を経て補助金額と採択事業を決定する。
13 保倉区		○		○			○			提案書の写しを事前配布。委員は提案書を確認し、事業費が20万円以上の事業についてのみ協議会でプレゼンを実施する。委員は提案書、プレゼン内容をもとに審査を行い、全体協議を経て補助金額と採択事業を決定する。
14 北諏訪区		○		○			○			提案書の写しを事前配布。委員は提案書を確認し、協議会でプレゼンを実施する。委員は提案書、プレゼン内容をもとに審査を行い、全体協議を経て補助金額と採択事業を決定する。

15	谷浜・桑取区		○						○		提案書の写しを事前配布。委員は提案書を確認し、協議会でプレゼンを実施する。委員は提案書、プレゼン内容をもとに審査を行い、全体協議を経て補助金額と採択事業を決定する。
16	安塚区	○							○		提案書の写しを事前配布。採点方法等について協議を行う会議を開催後、委員は自宅にて採点し、採点票を総合事務局に返送。集計後、地域協議会を開催し、最終審査、助成団体を決定する予定。予め、共通審査基準の委員全員の平均点が15点に満たない場合は不採択とすることを決めてあるため、これに基づき候補を絞り、それでも予算を上回る場合、最終審査により助成額を減額し、最終決定する予定。場合によってはヒアリングを実施する。
17	浦川原区	○							○		①委員に提案書を事前送付 ②提案された全ての案件についてプレゼンを実施(1案件当たり25分以内を想定)、委員はプレゼンの終了後に会場内にて個人採点し、事務局に提出後休憩 ③事務局で個人採点を集計 ④地域協議会を開催し、個人採点結果一覧を参考に事業効果等を議論のうえ、全体審査・採否決定
18	大島区	○							○	○ (現地のある提案事業について、現地にて実施)	※現地のある提案事業は、現地にてヒアリングを行う。 ①提案事業について、4人1組のグループで検討する。 ②グループ検討の結果を参考にしながら、各委員が個別に採点票に評価結果を記入する。 ③総合事務局は記入後の採点票をすべて回収し、評価項目ごとに合計点(平均点)の算出等を行い、算出結果等を各委員に提示する。 ④地域協議会は算出結果を参考にしながら、総合的に採択すべき事業等について検討し、結論を出す。(原則として、採点の結果の上位事業から採択される)
19	牧区	○							○		①委員に提案書及び審査票を事前送付 ②提案された全ての案件についてヒアリングを実施(1案件当たり10分程度を想定) ③事務局へ審査票を提出。事務局で採点を集計。 ④地域協議会を開催し、事業別採点一覧表等を基に協議し、採択事業を決定。 ⑤採択した事業の総額が牧区配分額を超えた場合は、共通審査基準の採点を基に、傾斜配分により減額
20	柿崎区	○							○		利害関係者は審査から外れた方がよいという地域協議会からの提案による。 ①事前に提案書の写しと質問票を委員へ配布 ②事前質問の取りまとめ ③質問事項を関係提案団体へ送付 ④地域協議会でプレゼンテーション実施(1事業当たり10分以内とし、説明時間を6分以内とする)質問票を中心に質疑応答 ⑤委員は自宅にて採点 ⑥採点票を回収、集計 ⑦地域協議会で審査、採択事業を決定 ⑧予め共通審査基準の委員全員の平均点が15点以上、各項目の評点が3点以上を採択とし、優先事業とその他の事業に分け、評点の高い順に採択し補助金を割振る。
21	大潟区	○							○		①事前に提案書の写しを委員へ送付(各自内容を確認) ②審査員全員で意見交換及び質問の取りまとめ ③提案者へ質問事項送付 ④提案事業ずつプレゼンを行いながら質問書の回答を確認し、採点 ⑤提案事業毎の集計 ⑥全ての提案事業の結果集計 ⑦採択事業の決定 ⑧採択する事業の補助希望額が大潟区配分額を超えた場合は、補助率や補助金額について協議、決定(採択が3回目の場合は減額の対象) ⑨これまで採択したことのある事業と同一の事業は、採択回数に応じて補助率や補助金額の減額について協議、決定 ⑩採択する事業に関わるその他の協議(結果通知の特記事項に記載する事項) …交付条件 ・「優先して採択する事業」は平均点12.5点以上で採択 ・「その他の事業」は平均点15点以上で採択、平均点12.5点以上15点未満は採択について協議のうえ決定する ・審査員のうち最高と最低の得点で評価した審査員の得点を除外し、残りの審査員の得点で評価する
22	頸城区	○							○		利害関係者は審査から外れた方がよいという地域協議会からの提案による。 提案書の写しを委員へ事前配布し、地域協議会においてプレゼンテーションを実施。地域協議会で提案書及びプレゼン内容を基に、基本審査の該当等の事前審査を行う。(必要に応じて勉強会や現地視察を実施)。委員は共通審査で採点し、地域協議会において、傾斜配分の合計点数の上位から配分額の範囲内で提案事業の可否と助成額を決定する。
23	吉川区	○							○	○ (必要に応じて実施) ○ (必要に応じて実施)	【内規から抜粋・提案当事者の審査への参加】 提案者及び提案団体の代表者は採点に加わることはできない。ただし、協議に参加することを除外するものではない。 ①提案書の写しと質問票を委員へ事前配布し、後日質問票を回収する。 ②質問票の回答状況により、必要に応じてプレゼンテーションやヒアリングを実施する。 ③委員は提案書及びプレゼンテーション、ヒアリングの内容を基に審査(勉強会や必要に応じて現地視察を実施)。 ④その結果を踏まえ地域協議会において助成の可否と助成額を決定する。 【内規から抜粋・プレゼンテーションやヒアリングの実施】 地域協議会が必要と認めた場合及び提案者の申し出を受け地域協議会が必要と認めた場合は、プレゼンテーションやヒアリングを実施する。
24	中郷区	○							○		各委員に提案書の写しを配付し、事前審査として仮採点(基本審査・採択方針との整合と併せ5項目毎の5段階評価(但し、発展性のみ10段階評価))するよう依頼。地域協議会の1次審査において、プレゼンテーションを実施。時間内に質問しきれない場合、提案者に質問書を送付し書面回答を求める。その後、仮採点結果によるランキング表を提示し質問に対する回答の写しを配布し、2回目の事前審査として本採点を2次審査前日までに提出するよう依頼。2次審査において、本採点結果によるランキングを提示し、上位から額を内定させ、配分額に達するまで採択。
25	板倉区	○							○		利害関係者は審査から外れた方がよいという地域協議会からの提案による。(委員が、代表者・担当者の場合のみ) ①提案事業一覧表、提案書の写しを事前配付する。 ②提案者へヒアリングを行う。 ③事務局へ採点票を提出する。 ④事務局は、採点を集計し、基本審査の適否・板倉区採択方針への適否・高得点の順に並べ替え一覧を作成する。 ⑤一覧表の得点の上位の事業から配分額の範囲内で採択事業を決定する。その際、事業費の内訳を精査し、助成額を決定する。
26	清里区	○							○		利害関係者は審査から外れた方がよいという地域協議会からの提案による。 ①提案事業一覧表、提案書の写しを事前配布。 ②1回目の会議で提案事業の概要説明とプレゼンテーションを実施し、質疑・意見交換を行う。 ③委員は自宅にて採点し、事務局に採点票を提出。 ④2回目の会議で採点集計結果を踏まえ、事業の審査で採択・不採択を決定し、次に、採択した事業の中で、配分額の範囲内で補助金額を決定する。
27	三和区	○							○	○ (必要に応じて実施)	提案書の写しを事前配布する。委員は質問があるときは事務局を通して提案者へ質問し、事務局は提案者から聞き取りを行い、委員へ回答する。なお、不明な点がある場合、ヒアリングを行う。協議会で事務局の補足説明の後、個人採点を行い集計する。審査結果一覧に基づき、下限点数以上の事業のうち、採択方針に適合する事業を優先し、得点上位者から順次予算配分額に達するまで採択する。予算額を超えることとなったボーダーライン上の事業は予算額の残額を補助額とする。ただし、辞退があったときは次点の提案事業を繰り上げて採択する。
28	名立区	○							○	○ (必要に応じて実施)	委員に提案書の写しを事前配布して、提案内容にかかる疑義や不明な点を審査前に把握する。地域協議会で必要に応じてプレゼンテーションを実施し、提案団体に対する質疑応答を経て、基本審査と採点を1件ごと行う。審査委員全体の平均点で30点を上回るものを採択とするが、金額が配分額を上回った場合は、地域協議会の全体協議により補助金額と採択事業を決定する。

三和区地域活動支援事業のしおりの見直しについて

【採択方針】

追加

4 補助の対象としない事業

次の事業については、三和区地域活動支援事業の対象としないものとする。

防犯灯・外灯等のLED化事業（新設・更新含む）

防災器具の整備事業

ユニフォームの整備事業

学校の楽器・備品等整備事業

事業内容について委員から要望のあった検討内容（案）

しおりの3ページ

【補助率・採択の方法】1 審査の方法（1）

委員が所属する団体からの申請の審査については、当該案件の審査に関しては、審議には加わらないこととする。



（運用として）

- ・委員が代表役員及び実務担当者となっている団体等が提案者の場合、当該委員は当該案件の審査、協議、採点には加わらないものとする。

地域活動支援事業三和区採択方針について

項目		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
募集期間		4月1日～5月10日	4月2日～5月8日	4月1日～4月15日	4月1日～4月30日	
補助率 限度額	補助率	100%	100%	100%	100%	
	上限	150万円	150万円	150万円	150万円	
	下限	1万円	1万円	1万円	1万円	
採択方針		5項目	5項目	5項目	5項目	
提案件数の制限		制限しない	制限しない	制限しない	制限しない	
ヒアリング・ プレゼンテーション		行わない ただし、委員は事務局を通して提案者へ質問を行うことができる。	行わない ただし、委員は事務局を通して提案者へ質問を行うことができる。	提案案件に不明な点があったときはヒアリングを行うことができる。ただし、提案者が出席を拒否した場合、事務局が質問事項をまとめて提案者へ質問を行う。提案者へのヒアリングは、審査の3日以上前に行う。	提案案件に不明な点があったときはヒアリングを行うことができる。ただし、提案者が出席を拒否した場合、事務局が質問事項をまとめて提案者へ質問を行う。	
審査方法	説明	事務局の補足説明	事務局の補足説明	事務局の補足説明	事務局の補足説明	
	協議	委員全員による協議	委員全員による協議	委員全員による協議	委員全員による協議	
	採点	採点票により委員個々に採点	採点票により委員個々に採点	採点票により委員個々に採点	採点票により委員個々に採点	
	利害関係者	審査から除外	審査から除外	審査から除外	審査から除外	
	審査項目	基本審査 三和区の採択方針 共通審査基準	基本審査 三和区の採択方針 共通審査基準	基本審査 三和区の採択方針 共通審査基準	基本審査 三和区の採択方針 共通審査基準	
傾斜配分		なし	なし	なし	なし	
採択ライン（下限点数） の設定		11点	11点	11点	11点	
採択事業の決定／追加 募集の実施		ボーダーライン上にある事業は、補助率にかかわらず配分額までの額を補助額として採択することができる。ただし、辞退があった場合は、次点事業を繰り上げて採択することができる。／残額が配分額の5%を目安とする。	ボーダーライン上にある事業は、補助率にかかわらず配分額までの額を補助額として採択することができる。ただし、辞退があった場合は、次点事業を繰り上げて採択することができる。／残額が配分額の5%を目安とする。	助成事業・市の行う事業にかかわらず、ボーダーライン上にある事業は、補助率にかかわらず配分額までの額を補助額として採択することができる。ただし、辞退があった場合は、次点事業を繰り上げて採択することができる。／残額が配分額の5%を目安とする。	ボーダーライン上にある事業は、補助率にかかわらず配分額までの額を補助額として採択することができる。ただし、辞退があった場合は、次点事業を繰り上げて採択することができる。／残額が配分額の5%を目安とする。	

上教体第797号
平成27年2月18日

三和区地域協議会
会長 田内 洋二 様

上越市長 村山 秀幸
(上越市教育委員会 体育課)



上越市三和体育館の使用料の変更について（通知）

平成27年1月29日付けで答申のあった、諮問第68号上越市三和体育館の使用料の変更について、下記のとおりとしますので、お知らせします。

記

諮問のとおり、上越市三和体育館の使用料を変更することとし、平成27年上越市議会3月定例会に所要の条例案を提出します。

上教体第796号
平成27年2月18日

三和区地域協議会
会長 田内 洋二 様

上越市長 村山 秀幸
(上越市教育委員会 体育課)



上越市三和スポーツ公園の使用料の変更について（通知）

平成27年1月29日付けで答申のあった、諮問第67号上越市三和スポーツ公園の使用料の変更について、下記のとおりとしますので、お知らせします。

記

諮問のとおり、上越市三和スポーツ公園の使用料を変更することとし、平成27年上越市議会3月定例会に所要の条例案を提出します。